

別表1 地域間幹線系統確保維持事業関係

補助対象事業者	補助対象経費及び補助金の交付額の算定方法	補助対象事業の基準	補助率
<p>第5条第1項に基づき定めた「北海道地域間幹線系統確保維持計画」に運送予定者として記載されている乗合バス事業者で、かつ、知事が定める次の要件の下で補助対象系統を運行する者</p> <p>(1) 総合振興局等協議会において地域住民にとって必要と認められた運行サービスの提供ができること。</p> <p>(2) 補助対象系統の運行において十分な安全性等の確保ができること。</p>	<p>1 補助対象経費の額は、国庫補助金交付要綱別表2に定めるところにより算出される額とする。</p> <p>2 補助金の交付額は、予算の範囲内において、1の額に「補助対象系統が補助対象期間に実際に運行した回数」を「北海道地域間幹線系統確保維持計画に搭載された当該補助対象系統の運行回数」で除して得られる運行割合（100%を超える場合は100%を上限とする。）及び補助率を乗じて得られた額に相当する額とする。ただし、各補助対象系統に係る補助金の交付額の合計の千円未満の端数は切り上げるものとする。</p>	<p>北海道地域間幹線系統確保維持計画に確保又は維持が必要として掲載された運行系統の運行のうち、次のイからトの全てに適合するもの</p> <p>イ 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第1号に規定する路線定期運行に係るもの。</p> <p>ロ 複数市町村にまたがるもの。ただし、この要件の成否は、平成13年3月31日における市町村の状態に応じて決定するものとする。</p> <p>ハ 国庫補助金交付要綱別表5に定める広域行政圏の中心市町村への需要に対応して設定されるもの、道庁所在地への需要に対応して設定されるもの又は、それ以外の市町村であって、総合病院等医療機関、学校等の公共施設及び商業施設等が存在するなど、広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると全道協議会が認めたものへの需要に対応して設定されるもの。</p> <p>ニ 1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの。ただし、全道協議会が認めた場合は、平日1日当たりの計画運行回数が3回以上のものとする。</p> <p>ホ 次式によって算出される補助対象期間の1日当たりの輸送量が15人～150人と見込まれるもの。ただし、過去2ヶ年度連続して1日当たりの実績輸送量が15人未満又は150人超であったものを除く。</p> <p style="text-align: center;">計画平均乗車密度 × 計画運行回数</p> <p>ヘ 補助対象期間に、当該系統の運行によって得る経常収益の見込額が同期間の当該系統の補助対象経常費用の見込額に達していないもの。ただし、過去2ヶ年度連続して経常収益が経常費用を超えた系統を除く。</p> <p>ト 補助対象期間の末日（9月30日）において引き続き運行される予定のものであること。（補助</p>	<p>1/2</p>

	る。	対象期間の途中で補助対象系統の合併、分割その他の再編を行う場合にあっては、再編を行う日の30日前までに国庫補助金交付要綱第10条第1項又は第9条第1項の規定に基づき北海道地域間幹線系統確保維持計画の認定又は変更の認定を受けて実施する場合に限り、同一の補助対象系統が補助対象期間中継続して運行しているものとして取り扱う。）	
--	----	--	--

(注)

1. 「計画平均乗車密度」とは、次式によって算出された数値をいう。(小数点第1位まで算出。第2位以下切り捨て。)

「計画平均乗車密度」＝「計画運送収入」÷「計画実車走行キロ」÷「平均賃率」

2. 「計画運送収入」は、同一の補助対象系統として取り扱われる既存の運行系統の実績額がある場合は、当該運行系統の実車走行キロ当たり運送収入の実績額に計画実車走行キロを乗じて算出する。実績額がない場合は、補助対象経常費用の11/20と地域協議会が算出する運送収入の見込額のうち、いずれか高い方の額を計画運送収入とする。

3. 「平均賃率」とは、次式によって算出された数値をいう。(銭単位まで算出。銭未満切り捨て。)

「平均賃率」＝「停留所相互間総運賃額」÷「停留所相互間総キロ」

なお、補助対象期間中に運賃改定が予定されている場合は、次式によって算出することとする。

「平均賃率」＝(「運賃改定前適用の平均賃率×日数」＋「運賃改定後適用の平均賃率×日数」)÷「総適用日数」

別表2 車両減価償却費等関係

補助対象事業者	補助対象経費及び補助金の交付額の算定方法	補助対象事業の基準	補助率
<p>第4条の基準に適合する補助対象事業を行う乗合バス事業者</p>	<p>1 補助対象経費の額は、補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の合計額であって、国庫補助金交付要綱別表12に定めるところにより算出される額とする。</p> <p>2 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用に補助率を乗じた額に相当する額とする。ただし、各補助対象車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用に係るそれぞれの補助金の交付額の合計の千円未満の端数は切り上げるものとする。</p>	<p>北海道地域間幹線系統確保維持計画に取得が必要として掲載された補助対象車両の取得のうち、次のイからニの全てに適合する車両。</p> <p>イ 補助対象期間中に新たに購入等を行うもの。ただし、前年度までに購入等を行い、本章による補助金の交付を受けている車両にあっては、耐用年数省令別表第一に規定する乗合自動車の耐用年数を満了するまでの間、引き続き補助対象とすることができる。</p> <p>ロ 主として第2章の補助対象系統の運行の用に供するもの。ただし、別表3に定める要件に適合する補助対象系統の運行の用に供している車両にあっては、再編計画期間の満了後においても、耐用年数を満了するまでの間、引き続き補助対象とすることができる。</p> <p>ハ 以下の(イ)又は(ロ)のいずれかに該当するもの。</p> <p>(イ) 地上から床面までの地上高が65センチメートル以下、かつ定員11人以上の車両であって、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>① ノンステップ型車両（スロープ又はリフト付き）</p> <p>② ワンステップ型車両（スロープ又はリフト付き）</p> <p>③ 小型車両（①及び②の類型に属さない、長さ7メートル以下かつ定員29人以下の車両）</p> <p>(ロ) 運行区間の一部に高速道路等を含む補助対象系統の運行の用に供するものであって道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）に適合した定員11人以上の車両（「都市間連絡用車両」という。）</p> <p>ニ ノンステップ型車両にあっては、原則として、標準仕様ノンステップバス認定要領（平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付</p>	<p>1/2</p>

	け国自技第75号) に基づく認定を受けたもの。なお、標準仕様ノンステップバス認定要領に基づく認定を受けた車両以外の車両を購入しようとする場合は、事前にその理由を記載した書類を提出しなければならない。	
--	---	--

(注) 高速道路等とは、保安基準第1条第1項第18号に規定する、道路交通法（昭和35年法律第105号）第22条第1項の規定により当該道路において定められている自動車の最高速度が60キロメートル毎時を超える道路をいう。

別表3 地域間幹線系統確保維持事業関係（再編計画に係る補助対象事業の基準）

補助対象事業者	補助対象経費及び補助金の交付額の算定方法	補助対象事業の基準	補助率
<p>第5条第1項に基づき定めた「北海道地域間幹線系統確保維持計画」に運送予定者として記載されている乗合バス事業者で、かつ、知事が定める次の要件の下で補助対象系統を運行する者</p> <p>(1) 総合振興局当協議会において地域住民にとって必要と認められた運行サービスの提供ができること。</p> <p>(2) 補助対象系統の運行において十分な安全性等の確保ができること。</p>	<p>1 補助対象経費の額は、国庫補助金交付要綱別表4に定めるところにより算出される額とする。</p> <p>2 補助金の交付額は、予算の範囲内において、1の額に「補助対象系統が補助対象期間に実際に運行した回数」を「北海道地域間幹線系統確保維持計画に搭載された当該補助対象系統の運行回数」で除して得られる運行割合（100%を超える場合は100%を上限とする。）及び補助率を乗じて得られた額に相当する額とする。</p> <p>ただし、各補助対象系統に係る補助金の交付額の合計の千円未満の端数は切り上げるものとする。</p>	<p>再編計画に位置付けられた系統であって、北海道地域間幹線系統確保維持計画に確保又は維持が必要として掲載された運行系統の運行のうち、次のイからトの全てに適合するもの</p> <p>イ 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第1号に規定する路線定期運行に係るもの。</p> <p>ロ 以下の（イ）又は（ロ）のいずれかの要件を満たすもの。</p> <p>（イ）複数市町村にまたがるもの。ただし、この要件の成否は、平成13年3月31日における市町村の状態に応じて決定するものとする。</p> <p>（ロ）再編の際現に地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の補助対象系統になっていた一の系統について、再編により系統の途中に乗換拠点を設け、複数の系統に分割したものの。</p> <p>ハ 国庫補助金交付要綱別表5に定める広域行政圏の中心市町村への需要に対応して設定されるもの、道庁所在地への需要に対応して設定されるもの又は、それ以外の市町村であって、総合病院等医療機関、学校等の公共施設及び商業施設等が存在するなど、広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると全道協議会が認めたものへの需要に対応して設定されるもの。</p> <p>ニ 1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの。ただし、全道協議会が認めた場合は、平日1日当たりの計画運行回数が3回以上のものとする。</p> <p>ホ 次式によって算出される補助対象期間の1日当たりの輸送量が3人～150人と見込まれるもの。ただし、過去2ヶ年度連続して1日当たりの実績輸送量が3人未満又は150人超であったものを除く。</p> <p>（ロ（ロ）の要件を満たすものを除く。）</p> <p>計画平均乗車密度 × 計画運行回数</p>	<p>1/2</p>

		<p>へ 補助対象期間に、当該系統の運行によって得る経常収益の見込額が同期間の当該系統の補助対象経常費用の見込額に達していないもの。ただし、過去2ヶ年度連続して経常収益が経常費用を超えた系統を除く。</p> <p>ト 補助対象期間の末日（9月30日）（補助対象期間の途中で再編計画期間の末日が到来する場合にあっては、その日）において引き続き運行される予定のものであること。（補助対象期間の途中で補助対象系統の合併、分割その他の再編を行う場合にあっては、再編を行う日までに国庫補助金交付要綱第10条第1項又は第9条第1項の規定に基づき北海道地域間幹線系統確保維持計画の認定又は変更の認定を受けて実施する場合に限り、同一の補助対象系統が補助対象期間中継続して運行しているものとして取り扱う。）</p>	
--	--	--	--

(注)

1. 「計画平均乗車密度」とは、次式によって算出された数値をいう。（小数点第1位まで算出。第2位以下切り捨て。）

$$\text{「計画平均乗車密度」} = \text{「計画運送収入」} \div \text{「計画実車走行キロ」} \div \text{「平均賃率」}$$

2. 「計画運送収入」は、同一の補助対象系統として取り扱われる既存の運行系統の実績額がある場合は、当該運行系統の実車走行キロ当たり運送収入の実績額に計画実車走行キロを乗じて算出する。実績額がない場合は、補助対象経常費用の11/20と地域協議会が算出する運送収入の見込額のうち、いずれか高い方の額を計画運送収入とする。

3. 「平均賃率」とは、次式によって算出された数値をいう。（銭単位まで算出。銭未満切り捨て。）

$$\text{「平均賃率」} = \text{「停留所相互間総運賃額」} \div \text{「停留所相互間総キロ」}$$

なお、補助対象期間中に運賃改定が予定されている場合は、次式によって算出することとする。

$$\text{「平均賃率」} = (\text{「運賃改定前適用の平均賃率} \times \text{日数」} + \text{「運賃改定後適用の平均賃率} \times \text{日数」}) \div \text{「総適用日数」}$$

別表4 車両減価償却費等関係（再編計画に係る補助対象事業の基準）

補助対象事業者	補助対象経費及び補助金の交付額の算定方法	補助対象事業の基準	補助率
第4条の基準に適合する補助対象事業を行う乗合バス事業者	<p>1 補助対象経費の額は、補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の合計額であって、国庫補助金交付要綱別表12の2に定めるところにより算出される額とする。</p> <p>2 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象購入車両費に補助率を乗じた額とする。ただし、各補助対象購入車両費に係る補助金の交付額の合計の千円未満の端数は切り上げるものとする。</p>	<p>北海道地域間幹線系統確保維持計画に取得が必要として掲載された補助対象車両の取得のうち、次のイからニの全てに適合する車両。</p> <p>イ 補助対象期間中に新たに購入等を行うもの。ただし、前年度までに購入等を行い、本章による補助金の交付を受けている車両にあつては、耐用年数省令別表第一に規定する乗合自動車の耐用年数を満了するまでの間、引き続き補助対象とすることができる。</p> <p>ロ 主として別表3に定める要件に適合する補助対象系統の運行の用に供するもの。</p> <p>ハ 以下の(イ)又は(ロ)のいずれかに該当するもの。</p> <p>(イ) 地上から床面までの地上高が65センチメートル以下、かつ定員11人以上の車両であつて、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>① ノンステップ型車両（スロープ又はリフト付き）</p> <p>② ワンステップ型車両（スロープ又はリフト付き）</p> <p>③ 小型車両（①及び②の類型に属さない、長さ7メートル以下かつ定員29人以下の車両）</p> <p>④ プティバス型車両（乗車定員7人以上10人以下の車両であつて、国土交通大臣が認めるもの。ただし、原則として、地域間幹線系統の途中に乗換拠点から周辺地域への系統（支線系統）の運行の用に供するものとする。）</p> <p>(ロ) 運行区間の一部に高速道路等を含む補助対象系統の運行の用に供するものであつて道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）に適合した定員11人以上の車両（「都市間連絡用車両」という。）</p> <p>ニ ノンステップ型車両にあつては、原則として、標準仕様ノンステップバス認定要領（平成27</p>	1/2

		<p>年7月2日付け国自技第75号) に基づく認定を受けたもの。なお、標準仕様ノンステップバス認定要領に基づく認定を受けた車両以外の車両を購入しようとする場合は、事前にその理由を記載した書類を提出しなければならない。</p>	
--	--	--	--

(注)

1. この場合において「地域間幹線系統」は、複数市町村（ただし、平成13年3月31日における市町村の状態に応じたもの。）にまたがる平日1日当たりの計画運行回数が3回以上のものとする。
2. 高速道路等とは、保安基準第1条第1項第18号に規定する、道路交通法（昭和35年法律第105号）第22条第1項の規定により当該道路において定められている自動車の最高速度が60キロメートル毎時を超える道路をいう。